

川越市立図書館資料収集方針

1 収集方針の基本的な考え方

図書館資料の収集にあたっては、次の法律及び基準の趣旨に基づき、市民サービス提供が十分に図れることを目的に実施する。

1. 図書館法(昭和25. 4. 30公布)―抜粋―

(定義) 第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、
.....

2. 図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成13. 7. 18文部科学省告示 平成24. 12. 19全部改正)―抜粋―〔図書館法第7条の2の規定に基づく〕

第二 公立図書館 ― 市町村立図書館 2 図書館資料 (一)図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、.....
- ②充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

2 資料収集の基本的考え方

1. 利用者の要望を把握して、利用者に即した収集をする。

2. 評価の定まった資料は積極的に収集する。
3. 収集は全分野にわたる。ただし、利用状況に応じた分野別収集を行う。
4. 専門性の著しく高い資料或いは高価な資料は、県立図書館等の相互貸借を有効に活用する。
5. 中央図書館、西図書館、川越駅東口図書館、高階図書館は収集にあたり、各館の特徴を生かすとともに、協力と分担により効率的な蔵書構成を図る。

3 資料の範囲と選定基準

1. 一般図書
 - a. 利用者の生涯学習を支援するため、各分野の基本図書を充実する。
 - b. リクエストの多い図書は、適切な複本数を購入する。
 - c. 毎週の出版情報を参考にして、新刊図書を継続的に収集する。
2. 参考図書(レファレンス図書)
 - a. 利用者の調査・研究の参考となるための資料を幅広く収集する。資料の範囲は、各種辞・事典、年鑑、白書、統計書、目録等とする。
 - b. 最新の情報を提供するため、資料の更新を適切に行う。
3. 児童図書
 - a. 評価の定まった資料を中心に収集する。
 - b. 調べ学習を支援する資料を積極的に収集する。
 - c. 団体貸出の要望に応えるため、適切な複本を揃える。
 - d. 主催事業と関連した資料は積極的に収集する。
4. 青少年資料
 - a. 貸出利用が減少する10代から20代前半の利用者を対象にする。
 - b. 青少年の健全育成に役立つような資料を積極的に収集する。
5. 地域資料・行政資料
 - a. 川越市に関する図書、地図、パンフレット、切り抜きなどは網羅的に収集する。
 - b. 埼玉県に関する資料は、川越関連のものを中心に収集する。
 - c. 寄贈、寄託による川越市関係資料は、必要に応じて収集整理する。

- d. 市行政資料は、各部各課の行政刊行物を積極的に働きかけ収集する。
- 6. 視聴覚資料
 - a. 音声資料は評価の定まったものを中心に各分野を収集する。
 - b. 映像資料は評価の定まったものを中心に収集する。
- 7. 逐次刊行物
 - a. 新聞は全国紙、地方紙及び専門紙を購入する。また、英字紙など外国語紙を利用者のニーズに応じて購入する。
 - b. バックナンバーの閲覧用として、必要性に応じた新聞の縮刷版を揃える。
 - c. 雑誌は月刊誌、週刊誌、季刊誌に関わらず収集する。各年齢層男女の利用ニーズに基づき、専門誌、趣味の雑誌などを幅広く収集する。
- 8. 障害者サービス資料
 - a. 視覚障害者等用資料
録音テープ図書、DAISY図書、点字資料などを収集する。
 - b. 多文化圏資料
英語圏資料を中心に、中国、韓国等の資料を収集する。
 - c. その他資料
大活字図書、関連図書などを収集する。
- 9. 電子資料
 - a. 参考資料
有料データベースなどのネットワーク系電子資料を活用し、利用者の調査研究の利便性を図る。
 - b. 郷土資料
中央図書館が所蔵する絵図や和漢古書等の電子化を図る。
 - c. 電子書籍
電子図書館サービスを用い、利用者への利便性の向上を図る。

4 各館の収集における役割

1. 中央図書館

市立図書館の中心館として基本図書の充実に努め、各館への資料支援を行う。各館と連携して効率的分担収集に努める。

2. 西図書館

小学校との複合施設としての特徴を生かし、児童図書の充実に努める。また、県立盲学校が近いという地域性及び障害者サービスに重点を置く施設として、障害者サービス資料収集に努める。

さらには、西部地域の拠点館としての役割を果たすため、幅広い資料収集に努める。

3. 川越駅東口図書館

川越駅に近い施設としての特徴を生かし、通勤・通学者に使いやすい資料収集に努める。特に、複合施設との連携を考えた資料収集をする。また、若年層の利用促進として、視聴覚資料を重点的に収集する。利用者の中央図書館との併用を考慮した効果的収集に努める。

4. 高階図書館

市民センター内の図書館としての特徴を生かし、幅広い利用者を対象とした資料収集に努める。また、滞在型図書館の施設環境に合わせて、調査・研究用の資料を充実し、利用者の学習を積極的に支援する。

さらには、東部地域の拠点館として、地域資料の収集に努める。

5. 各館の分担収集

館名	分野
中央	哲学、歴史、言語、文学、参考、郷土
西	自然科学、産業、芸術
川越駅東口	社会科学、商業
高階	工学、社会学等

5 収集から除外する資料

1. 個人を中傷し、またはプライバシーを著しく侵害する内容の出版物。
2. 内容が劣悪で、青少年に有害と見なされる出版物。
3. 公序良俗に著しく反し、或いは犯罪を助長する出版物。
4. 学習参考書、受験参考書、各種試験問題集。

6 蔵書に対する市民要望への対応

1. 利用者からの資料要望は、リクエスト制度を活用する。運用に関しては、収集方針に基づき、年度予算を考慮して行う。
2. 利用者の意見及び要望を反映するため、収集方針を必要に応じて見直す。

7 委任

この収集方針に定めるもののほか、資料収集に関し必要な事項は中央図書館長が定める。

附則 この方針は、平成16年4月1日から実施する。

附則 この方針は、平成20年5月1日から実施する。

附則 この方針は、平成28年3月1日から実施する。

附則 この方針は、令和3年3月26日から実施する。